

令和4年3月2日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二
(公印省略)

令和4年度「北海道教育旅行活性化事業」委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1 事業名

北海道教育旅行活性化事業（教育旅行関係者招へい）

2 事業目的

北海道への教育旅行の誘致を図るため、教育旅行関係団体のステークホルダーを招へいし、北海道各地の教育旅行コンテンツ視察を通して、全国各地の候補の中から北海道を選んでもらう事への足掛かりとする。

3 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しないこととし、事業内容に関する質問を令和4年3月9日（火）17:00までメール、FAX、個別相談を受け付ける。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、3月11日（金）以降に速やかに送信する。

4 今後のスケジュール（予定）

3月 9日（火）17:00 参加表明締切
3月25日（金）15:00 企画提案書の提出期限
3月29日（火）審査会（プレゼンテーション）（予定）
3月30日（水）以降 契約締結・業務実施（予定）

5 問合せ先

060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構
誘客推進本部 国内誘客部
TEL 011-231-5881（部直通）
長野 博樹（h_nagano@visithkd.or.jp）
佐藤太一郎（s_taichiro@visithkd.or.jp）

北海道教育旅行活性化事業 企画提案指示書

1 委託事業名

北海道教育旅行活性化事業（教育旅行関係者招へい）

2 北海道への教育旅行の誘致を図るため、教育旅行関係団体のステークホルダーを招へいし、北海道各地の教育旅行コンテンツ視察を通して、全国各地の候補の中から北海道を選んでもらう事への足掛かりとする。

3 実施期間

契約締結日～令和5年3月31日

4 実施対象

教育旅行関係者

5 業務内容

(1) 教育旅行関係者招へい

ア 新幹線・航空機・フェリーを利用し、道内での教育旅行の実施を検討している教育旅行関係者（特に来道実績の少ない関東地区中学校）をターゲットとする。なお、招へい団体は下記のとおりとし、行程等については当機構が定める。

イ 教育関連団体の招へいについては、以下を基本とし、当機構と協議して実施すること。

① 日本修学旅行協会

実施月：10月（予定） 人数：3名程度 エリア：道東または道北地区（3泊4日）

その他：同協会が発行している「月刊教育旅行」の掲載費を含むものとする。

（招へい費用90万円程度）

② 修学旅行研究会

実施月：秋期（予定） 人数：10名程度 エリア：道央地区（1泊2日）

（招へい費用130万円程度）

③ 関東地区公立中学校修学旅行委員会

実施月：7月～8月（予定） 人数：12名程度

エリア：北海道新幹線を利用した道南・道央地区（2泊3日）

（招へい費用160万円程度）

④ 東北及び関東地区教職員招へい

実施月：秋期（予定） 人数：15名程度

エリア：フェリー（往路）及び北海道新幹線（復路）を利用した道央地区（2泊3日）

（招へい費用200万円程度）

⑤ 本事業には受託事業者の職員が必ず1名以上同行し、適切な行程管理及び各観光施設との連絡調整等を行うものとする。

⑥ 北海道庁又は当機構の職員が全行程又は行程の一部に同行できること。

（同行経費は計上不要）

⑦ 参加者全員に今後の事業に反映できるアンケートを実施すること。

ウ 北海道での修学旅行を実施検討している学校に対し15校30名程度の下見招へいを実施すること。

① 教職員からアテンドを求められた場合は、原則、当機構で対応するが、下見に伴う交通事業者及び各観光施設等との連絡調整は受託事業者が行うものとする。

② 北海道庁の職員が全行程又は行程の一部に同行できること。

(同行経費は計上不要)

③ 参加者全員に今後の事業に反映できるアンケート及びレポートを実施すること。

エ 上記イ・ウの業務内容は以下のものを予定する。(詳細については別添資料のとおり)

項目	受託者	当機構
教育関連団体招へい	・各参加者の航空券等チケット、宿泊先の手配 ・情報交換会場の予約、設営等 ・会議当日の運営等 ・アンケートの実施 ※その他当機構の指示による。	・主催者挨拶(情報交換会) ・参加者への情報提供 ・北海道の教育旅行プレゼン等
下見招へい	・各参加者の航空券等チケット、宿泊先等の手配 ・各観光施設の予約及び連絡調整等 ※その他当機構の指示による。	・当日のアテンド(希望があった場合のみ) ・教育旅行本番に向けた希望調査

(2) 新型コロナウイルス感染対策の遵守

① 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

② 誘客にあたり、道内、道外の感染状況に応じ実施の判断を当機構及び北海道と協議して行うこと。

③ 事業実施にあたり、各業界団体のガイドラインを遵守すること。

④ 情報交換会等を実施する場合は、感染対策を取り入れたレイアウトを施工した上で企画・運営・管理を行うこと。

(3) 事業報告書の作成・提出 上記の取組内容をとりまとめた事業実績報告書を作成し、冊子(2部)及びデータ(CD-R等)で提出すること。

6 事業予算上限

9,680千円(消費税及び地方消費税を含む)

① 本事業は当機構の理事会での令和4年度予算の議決前であるため、議決結果によっては、委託業務の内容及び予算上限額について変更する場合又は事業が中止になる場合がある。

以上の場合、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更、または契約を行わないことがある。

7 企画提案しようとする者に必要な資格について

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

① 北海道に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- ④北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ⑤暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑥コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

8 事業説明会

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しないこととし、事業内容に関する質問を令和4年3月9日（火）17:00までメール、FAX、個別相談を受け付ける。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、3月11日（金）以降に速やかに送信する。

9 参加表明書の提出

本事業に参加しようとする者は、指定の書式によりメールまたはFAXで申込すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

- (1) 申込書式 別紙のとおり
- (2) 表明期限 令和4年3月9日（水）17:00（必着）
- (3) 表明先 公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 国内誘客部
FAX 011-232-5064
長野 博樹 (h_nagano@visithkd.or.jp)
佐藤 太郎 (s_taichiro@visithkd.or.jp)

10 企画提案書の提出

- (1) 会社名を記載した企画提案書（A4判縦）・捺印付見積書を1組、無記名の企画提案書と見積書コピーを3組提出すること。
- (2) 提出方法は持参または郵送（配達記録・簡易書留・書留のいずれか）とし、郵送の場合は提出期限当日までに事務局担当まで到着したものに限り受け付ける。なお、郵送した場合は電話でその旨を報告すること。
- (3) 企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。
- (4) 当該業務の実際の担当者を記載すること。提出後に当該業務を担当できなくなった場合には、プロポーザル選定を取り消す場合がある。なお、氏名は提出する4部のうち1部のみ記入し、残り3部については「主任研究員」あるいは「研究員A」などといった表現を用いること。
- (5) 当該業務を実施するに当たっての体制及び人員について必ず記入すること。
- (6) 委託業務開始から終了までの業務スケジュールを記入すること。
- (7) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された企画提案書は返却しないこととする。

11 企画提出期限

令和4年3月25日（金）15:00（厳守）

12 企画提出先

〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西7丁目1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構

誘客推進本部 国内誘客部 TEL 011-231-5881

長野 博樹 (h_nagano@visithkd.or.jp)

佐藤太郎 (s_taichiro@visithkd.or.jp)

13 スケジュール

- (1) 審査会 3月29日(火) 予定
- (2) 結果通知 3月30日(水) 予定

14 選定について

(1) 事業者の選定方法

- ① プロポーザル方式による審査会にて事業者を決定する。企画提案内容に加え、価格についても審査基準の要素とする(価格考慮型)。
- ② 提出された提案についてヒアリングを行う。日時及び場所は、別途通知する。
- ③ ヒアリングに参加しない事業者の企画提案書は無効とする。
- ④ ヒアリングでの追加資料の配布は認めない。

(2) 選定基準

- ① 業務遂行能力 北海道観光及び教育旅行の実状に精通し、業務を遂行するに当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- ② 企画提案の目的適合性
 - (ア) 指示内容が十分理解されているか。
 - (イ) 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
 - (ウ) 効果的な事業内容となっているか。
- (3) 実現性 事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (4) 経済合理性 費用対効果が高い提案となっているか。

15 選定後について

- (1) 審査結果通知 企画を提出した事業者には、審査会において決定した採否を通知する。
- (2) 執行確認 事業費(委託料は)、事業終了後の実績報告書および請求書の提出をもって支払うものとする。

16 実績報告に必要なもの

- (1) 事業報告書 ハードコピー2部および電子データ(電子媒体 CD-R 1枚、USB メモリー 1本)
- (2) 情報誌の下版データ(電子媒体 CD-R 1枚、USB メモリー 1本)

17 業務上の留意事項

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 業務の実施に際し、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。
- (3) 印刷物ならびに成果品全般に関し、業務の遂行に当たって生じた著作権及びコンテンツの二次使用の

権利等は当機構に帰属するものとし、二次使用を認めることとする。

- 18 (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として当機構と受託者が協議し決定する。
(2) 当機構は受託者に対して、これまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
(3) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
(4) 企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。
(5) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を必要とする再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことができない。
②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

期限：令和4年3月9日（水）17：00

FAX 011-232-5064

Email s_taichiro@visithkd.or.jp

（公社）北海道観光振興機構

国内誘客部 佐藤 宛

参加表明書

「北海道教育旅行活性化事業（教育旅行関係者招へい）」に係る
企画提案の参加を表明します。

会社名	
担当部署	
担当氏名	
TEL	
Email	



北海道観光振興機構
北海道

北海道教育旅行事業の概要

- ①教育旅行関係者の招へい（教員・旅行会社・関係団体）
- ②教職員下見のサポート
- ③教育旅行説明会の開催（全国各地）
- ④教育アドバイザーの派遣
- ⑤保護者説明会のサポート
- ⑥学校、旅行会社、教育旅行関係団体への訪問
- ⑦教育旅行ガイドブック、ポスターの提供
- ⑧教育旅行サイト・PR動画の作成

その他 調査事業、訪日教育旅行の誘致



<教育旅行説明会の様子>



<アドバイザー派遣の様子>

【公益財団北海道観光振興機構とは】
北海道の観光振興推進の中核機能を担い、関係機関・団体・企業・地域の知恵と資源を結集し、観光事業の振興並びに地域の活性化を図り、北海道民の生活、文化の向上並びに経済の発展及び国際交流に寄与する目的で設立しました。

①教育旅行関係者の招へい（教員・旅行会社・関係団体）



北海道各地の教育旅行のコンテンツを実際に視察していただく視察研修を実施しております。毎年コースを変えて実施しており、教職員、教育関係者、旅行会社の教育旅行担当者が対象となります。一部の食事費用のみご負担いただきますが、交通費、宿泊費などは当事業で受け持っております。
先着20名様限定ですが、教職員の方は誰でも参加が可能です。開催2ヶ月前を目処に下記サイトでコース、日程の発表及び募集を開始いたしますので是非ご検討ください。

〈2020年度実施コース例〉
2020年9月12日（土）～13日（日） 1泊2日道央コース

【1日目】

新千歳空港-----白老:民族共生象徴空間（ウホボイ）-----白老（昼食）-----洞爺湖ジオパーク（防災学習、ジオ学習）-----洞爺湖畔

【2日目】

洞爺湖畔-----ニセコリゾート観光協会（SDGs学習）-----小樽（昼食）-----サケのふるさと千歳水族館-----新千歳空港

※往復航空機利用

※ご自宅～最寄りの新幹線駅までの交通費は参加者のご負担となりますのでご了承ください。

【2021年度実施計画】

- 関東地区公立中学校修学旅行委員会
7月 2泊3日 道央・道南
- 北海道教育旅行現地研修会（高等学校対象）
10月 1泊2日 道央



3

②教職員下見サポート



北海道での修学旅行を検討されている学校、実施が決定している学校を対象に北海道では道外の教職員様を対象に修学旅行の下見のサポートを行っています。行先は北海道にしたいが教育旅行の受け入れ先の状況が解らない、どんな宿泊先なのか実際に見ておきたいなど、少しでも不安を取り除き北海道での教育旅行を実施していただくための支援制度です。
なお、予算額が上限に達し次第終了とさせていただきますのでご了承ください。

下見の実施条件

- ① 中学校・高等学校の教職員様
- ② 2021年4月15日（木）～2022年2月28日（月）実施終了まで
- ③ 1学校あたり2名様まで
- ④ 下見の行程は最大2泊3日まで
- ⑤ 終了後、1200字程度のレポートを提出していただきます

下見助成に含まれる項目

下見地までの往復の交通費、下見期間内のレンタカー費用（ガソリン代、駐車代、有料道路 路代を含む）、宿泊費用（最大2泊まで）
朝食・夕食費用（上限額規定あり）、見学施設の入場料等

お申込み方法

下記、北海道観光振興機構の担当まで電話またはメールにてご連絡ください。

備考

下見のご実施にあたり、北海道職員、北海道観光振興機構職員、市町村自治体の職員、当事業受託事業者職員等が同行させていただく場合があります。

【お申込・お問合せ先】

公益社団法人 北海道観光振興機構 営業推進本部国内顧客部
060-0004 北海道札幌市中央区北3条西7丁目1 緑苑ビル1
TEL 011-231-0941 FAX 011-232-5064
担当 長野 E-mail h_nagano@visithk.or.jp



4

